

1 章 概 要

1-1 はじめに

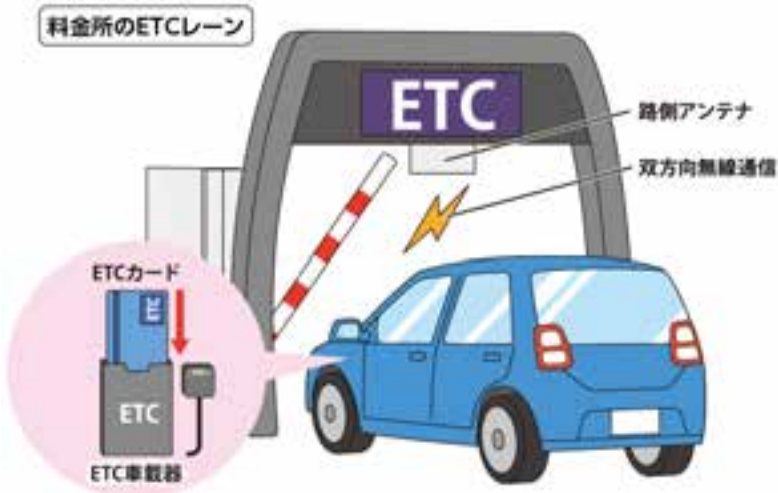
平成13年3月から始まったETC（Electronic Toll Collection System：自動料金収受システム）は、高速道路での利用率は94.3%(令和5年3月現在)となり、料金収受の効率化や利用者の利便性及び快適性の向上、料金所での渋滞解消、CO2削減による料金所周辺の環境改善等、国民生活の向上や経済活動の活性化に寄与している。また全国の有料道路事業者のETC運用拡大や、大都市での環状道路整備による経路選択の幅の飛躍的増加により、ETCは弾力的な料金設定の実現に寄与している。令和4年度からは料金所のETC専用化によるキャッシュレス化・タッチレス化の取り組みが始まっている。

また平成26年度からは、従来の通行料金の支払いのほかに、渋滞回避支援や安全運転支援等の情報サービス、さらにはITSスポット(現ETC2.0路側機)を通して集約される経路情報を活用した新たなサービスであるETC2.0が開始され、提供される情報の充実のほか、経路情報を活用した各種のサービスが行われている。

1-2 ETC

(1) ETCとは

ETCとは、車両情報を登録したETC車載器に、契約情報等を記録したICカード（ETCカード）を挿入し、有料道路の料金所に設置された路側アンテナとETC車載器との間で無線通信を行うことにより、料金徴収に必要な情報を路側アンテナに接続されたコンピューターシステム及びETCカードの双方に記録し、料金所において車両が停止することなく通行料金を支払うことができるシステムである。



ETC システムのイメージ

(2) 日本のETCの特長

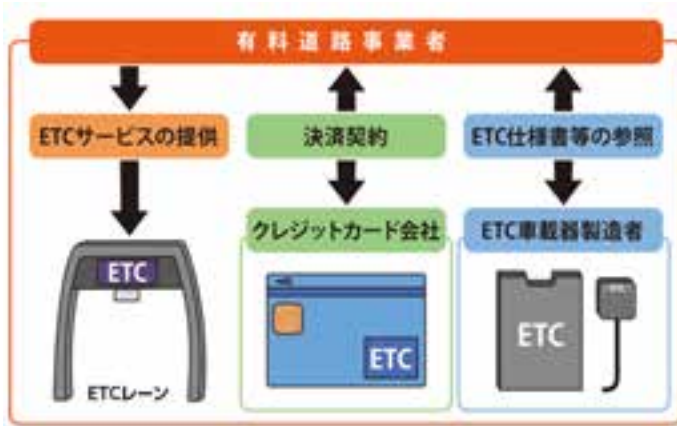
日本のETCは、異なる有料道路事業者の料金体系でも相互利用できるシステムを世界に先駆け実現したもので、主に以下の特長を有している。

- ・日本の有料道路は多くの道路事業者により運営・管理がされている。また料金も均一料金・対距離料金等、様々な料金体系が存在するが、国内どこでも使える統一のシステムとなっている。
- ・料金所のアンテナとETC車載器の間の通信周波数帯として、国際標準に準拠した5.8GHzアクティブ方式を使用しているため、国際的にオープンな市場の形成が可能となっている。
- ・車両情報をETC車載器、個人情報にETCカードに納める方式を採用し車両の所有者と料金支払者を分離している。
これによりETCカードを所有していれば、レンタカー等本人所有以外のETC車載器搭載車両でも利用することが可能となっている。

(3) ETCの運用体制と利用のしくみ

日本の有料道路におけるETCの運用体制は下記のとおりとなっている。

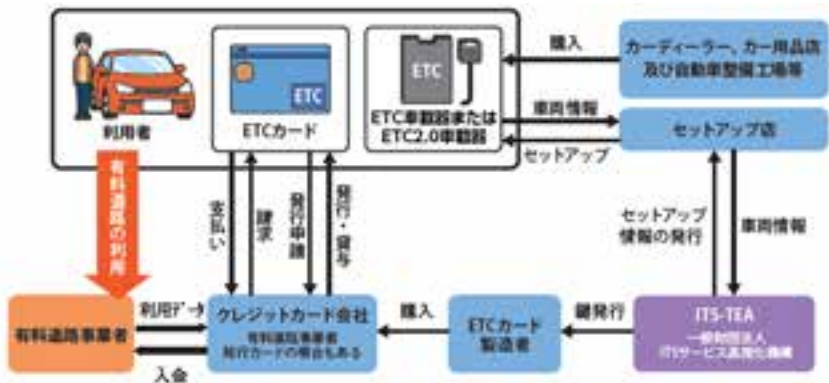
- ①有料道路事業者は、料金所のETC路側システムを路側機製造者より調達・設置し料金収受を行う。
- ②クレジットカード会社は、有料道路事業者と有料道路通行料金に関する決済契約を締結し、利用者に対しETCカードの発行・貸与と料金回収業務を行う。
- ③ETC車載器製造者は、有料道路事業者のETC仕様書等を参照してETC車載器を開発・製造・販売する。
- ④路側機、ETCカード、ETC車載器は、不正利用やプライバシー保護に対するセキュリティ確保のため高度なセキュリティ機能を有しているが、一般財団法人ITSサービス高度化機構（ITS-TEA）は、そのセキュリティ処理に必要な暗号鍵の発行を行っている。さらに、ITS-TEAはセットアップ店からETC車載器を取り付ける車両の情報を受取り、それを暗号化しETC車載器に格納するためのセットアップ情報の発行も行っている。



運用のしくみ

利用者がETCを利用するには、ETC車載器が装着された車両を購入するか、カー用品店または自動車整備工場等において、ETC車載器を購入して車両に取付けた上で、どちらの場合でもETC車載器への車両情報等の登録（セットアップ）を行う必要がある。

さらにクレジットカード会社等からETCカードの発行・貸与を受け、ETC車載器に挿入することで有料道路の料金所ETCレーンの通行が可能となる。通行料金の支払いは、個人情報が入ったETCカードに登録されているため車載器の所有者ではなくETCカードの名義人が支払うことになる。



利用のしくみ

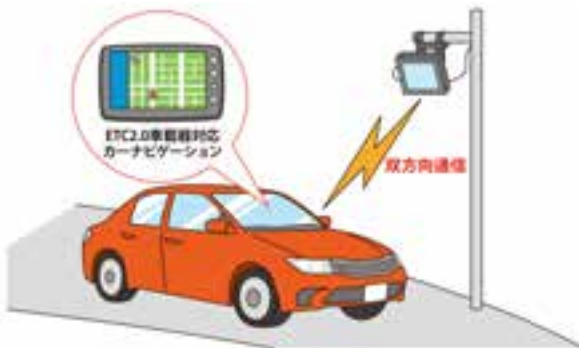
1-3 ETC2.0

(1) ETC2.0サービスとは

ETC2.0サービスとは、従来の自動料金収受（ETC）機能に加え、高速道路等に新たに設置されたETC2.0路側機（通信アンテナ）と、ETC2.0車載器との間で双方向通信を行うことにより、渋滞回避支援、安全運転支援等の情報提供を行うサービスである。今後、ETC2.0路側機を通して収集される走行履歴情報から把握できる経路情報を活用した新たなサービスの導入等も見込まれている。

ETC2.0サービスは、平成23年1月末にITSスポットサービスとの名称で首都高速湾岸線全線でのサービスを皮切りに、同年1月から3月にかけて全国的高速道路（東北、関東（NEXCO東日本管内）及び新潟については東日本大震災の影響で、同年8月にサービス開始）を中心に1,600箇所ですべてサービスを受けられるようになった。

なお平成26年10月に国土交通省は、ITSスポットサービスから「ETC2.0サービス」と名称を改め、ITSスポットもETC2.0路側機との名称を使用している。



ETC2.0サービスのイメージ

ETC2.0のシステム概要

ETC2.0は、これまでのETCと比べて、

- ・大量の情報の送受信が可能となる
- ・ICの出入り情報だけでなく、経路情報の把握が可能となる

など、機能と進化した機能を有しており、道路利用者はもちろん、道路経営に様々なメリットをもたらし、ITS推進に大きく寄与するシステムです。

※ETC2.0で期待されるサービス例

- ・経路上の広域情報や事故の提供
- ・料金所における一括申請や自動更新
- ・高速料金金の結算動引や一括決済

経路上の広域情報や事故の提供

広域的な渋滞情報の提供



事故多発箇所ではカーブ先の見えない渋滞など危険な状況に注意喚起



双方向に大量の情報の送受信



平成27年10月より本格的な展開を開始

出所：国土交通省ホームページ

ETC2.0のシステム概要

(2) ETC2.0サービスの特長

ETC2.0サービスは、ETCに加え多様なサービスを提供するITS情報通信システムを世界に先駆け実現したもので、主に以下の特長を有している。

- ・従来のVICSと比べて高速・大容量の通信を用いている。従来のVICS電波ビーコンでは約200km範囲の道路交通情報を提供していたが、ETC2.0では約1000km範囲の道路交通情報の提供が行われ、カーナビのルート選択機能により、目的地までの所要時間が最短となるルート、広域にまたがる多数の選択肢から選ぶことが可能となった。
- ・新たに静止画での情報提供が可能となっている。この提供箇所では前方の渋滞状況、気象状況等を静止画でも提供しており、これにより、利用者は前方の道路状況をより正確に把握することが可能となった。
- ・ETC2.0では、ETC2.0路側機との双方向通信が可能でプローブデータ（経路履歴情報）をアップリンクすることができる。このデータは、旅行時間情報や

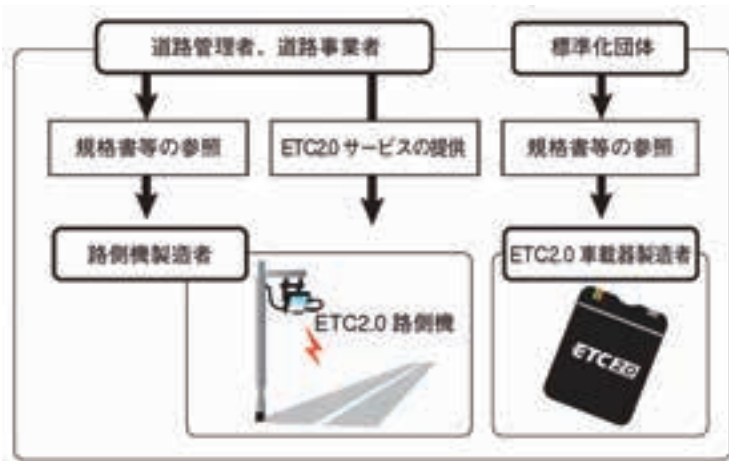
1 章 概 要

渋滞情報の生成に用いられるほか、特殊車両通行手続きの簡素化や車両運行管理支援サービスなどに活用されている。

(3) ETC2.0サービスの運用体制と利用のしくみ

ETC2.0サービスの運用体制は、以下のとおりである。

- ・道路管理者・道路事業者はETC2.0路側機の機材仕様書を策定する。その機材仕様書に基づき路側機製造者が機器製造する。その機器を調達・設置してサービス提供を行う。
- ・一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）等の標準化団体がITS車載器標準仕様等規格書を制定する。ETC2.0車載器製造者は、規格書に基づきETC2.0車載器を開発・製造・販売する。



ETC2.0サービスの運用体制

利用者がETC2.0サービスを利用するには、ETC2.0車載器が装着された車両を購入するか、カー用品店または自動車整備工場等において、ETC2.0車載器を購入して車両に取付けた上で、どちらの場合でもETC2.0車載器への車両情報等の登録（セットアップ）を行う必要がある。

これにより、自動料金収受（ETC）に加え、渋滞回避支援、安全運転支援等の情報提供サービスやプローブデータを活用したサービスが利用可能となる。

ETC2.0サービスは、不正利用やプライバシー保護に対するセキュリティ確保の

ため、ETC2.0車載器、ETC2.0路側機は、高度なセキュリティ機能を有している。一般財団法人ITSサービス高度化機構（ITS-TEA）は、ETCと同様にそのセキュリティ処理に必要な暗号鍵の発行を行っている。また、ITS-TEAはセットアップ店からETC2.0車載器を取り付ける車両の情報を受取り、それを暗号化しETC2.0車載器に格納するためのセットアップ情報の発行も行っている。

（4）ETC2.0サービスの内容

以下のサービスが提供中、あるいは提供予定である。

1) 情報提供サービス

ETC2.0サービスでは、ETC2.0路側機を通じて、安全運転支援、渋滞回避支援、災害時支援に関する情報を提供している。

①安全運転支援

ETC2.0では、カーブやトンネルの先の渋滞末尾、事故及び落下物等の、見えない先の情報を事前に利用者へ通知する情報提供を行っている。事前にこれらの情報を受けることにより、利用者はあらかじめ起こる可能性のある事象の認識ができ、運転中に想定外の事象と出くわしてヒヤリと感じる場面を減らすことができる。

さらに、これから向かう方面の道路上の雪や霧等の天候情報やトンネル内等の交通状況を、ナビ画面上に静止画像で表示することにより、利用者はこの先の道路状況をより正確に把握することが可能となる。

これらの情報提供により安全運転の支援を行う。

1章 概要

高速道路を走行中、予想していなかった車禍や渋滞カーブ、さらには落下物や車両事故に遭遇してパニックとした経験はありませんか。高速道路ではこのようなパニックが大きな事故につながることも少なくありません。

ETC2.0では、走行中のリスクにつながる様々な情報を「車線付ドライブレコーダー」に収集することで、運転中のリスクを大幅に減らします。渋滞回避と障害物も高く、道路の危険情報による危険回避では20%のドライブレコーダーが危険を感知できないのに対して、ETC2.0の車線付ドライブレコーダーは90%以上の危険を感知して、的確な回避行動を助けることができるという調査結果もあります。

渋滞回避機能

前方の渋滞や事故発生時に、画面と音声で情報提供します。

障害物検知

これからの走行方向の落下物や障害などの危険情報やトンネル内の渋滞状況も、静止画像でもわかりやすくお知らせします。車線の設置状況、雨量状況などの道路情報もナビ画面下部の画面で提供されるので、車線のナビ画面もルート変更の対応がしやすくなります。

障害物検知

監視カメラやETC2.0、一般のカメラからの道路で収集された障害物情報を、その障害物の位置の付与ポイントから提供します。

出所：ETC 総合情報ポータルサイト

②渋滞回避支援

従来のVICSの電波ビーコンでは約200km範囲の道路交通情報が提供されていたが、ETC2.0では最大1,000km分の道路交通情報が提供されるため、例えば郊外から首都圏に入る時点で首都圏全体の道路交通情報（所要時間情報）を受信し、ETC2.0対応カーナビゲーションが多くの選択肢の中から最短時間で目的地に到着可能な最適ルートを選択し案内することで、利用者の渋滞回避を支援する。



出所：ETC 総合情報ポータルサイト

③災害時支援

大規模な災害が発生した場合には、災害発生状況とあわせて、緊急の規制情報や避難地情報などの支援情報を提供する。予測のつかない災害時も落ち着いて行動がとれるように必要な情報を提供し、利用者の支援を行う。



出所：ETC 総合情報ポータルサイト

2) プローブデータを活用したサービス

ETC2.0サービスでは、各車両のETC2.0車載器に記録されたプローブデータ(車両の走行位置の履歴等の情報)をETC2.0路側機経由で収集し、渋滞対策や

1 章 概 要

交通安全対策への活用、災害時の被災地支援及び車両の運行管理支援等サービス提供に活用している。

① 渋滞対策、交通安全対策への活用

アップリンクされたプローブデータは、ビッグデータとして渋滞対策や交通安全対策の検討に活用されている。また、災害発生時には、民間通行実績データとともに集約し、通れるマップとして被災地支援に活用されている。

② 特殊車両通行手続き制度

「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針（平成26年5月9日）」に基づいて、道路を適正に利用する者の許可の簡素化を図るため、平成28年1月25日からETC2.0車載器装着車（業務支援用 ETC2.0 車載器）への特殊車両通行許可簡素化制度（特車ゴールド）が導入された。

また、令和4年4月1日に、改正後の道路法により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両について、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる新たな制度（特殊車両通行確認制度）の運用が始まった。

③ ETC2.0特定プローブデータ配信サービス

国土交通省では、トラック等の運行管理の効率化のため、ETC2.0車載器（業務支援用ETC2.0車載器）を搭載した車両の走行位置や急ブレーキ等のデータを活用する「ETC2.0車両運行管理支援サービス」を本格導入し、平成30年8月30日にデータ配信を開始した。

3) ETC2.0車載器搭載車を対象とした割引

① ETC2.0割引

圏央道（新湘南バイパスを含む）と東海環状自動車道の環状道路としての機能を有効利用していただくため、ETC2.0搭載車を対象とした割引が実施されている。

② 大口・多頻度割引

ETC2.0車載器を搭載する事業用車両を対象とし、ETC割引に加え、+10%の割引拡充措置が令和6年3月まで実施されている。

③ 高速道路から道の駅への一時退出（社会実験）

高速道路外の休憩施設等への一時退出を可能とする「賢い料金」としてETC2.0車載器搭載車を対象に、高速道路を降りて道の駅（対象23カ所）に立ち寄り後、2時間以内に再進入した場合には、降りずに利用した料金のままとする（ターミナルチャージの再徴収をせず、長距離通減等も継続）、社会実験

が実施されている。

なお、対象箇所6カ所の追加が予定されており、準備が整い次第実験を開始する予定となっている。(令和5年8月末時点)

1-4 車載器及びETCカード

(1) ETC車載器の概要

ETC車載器には、ETCを利用するための車両情報等が暗号化して格納されており、料金所のETCレーンに設置されている路側機との間で車両情報、利用料金所等の課金情報を暗号無線通信により送受信する。

また、ETCカードに格納されている利用者情報の読み出し及び課金情報等のカードへの書き込みを暗号化して行う。



ETC車載器の機能及びセキュリティ

その他、機種によっては、利用履歴の表示や音声案内、ETCカードの有効期限案内等の機能を有したものがある。さらに、外部機器との接続による利用履歴の印刷機能や、カーナビゲーションシステムとの連動機能を有しているものもある。

なお、利用者がETCを利用するには、カーディーラー、カー用品店または自動車整備工場等において、ETC車載器を購入して車両に取付け、セットアップを行う必要がある。

(2) ETC2.0車載器の概要

ETC2.0車載器は、ETC車載器の機能（上記（1））に加え、ETC2.0路側機との通信による各種情報提供機能、プローブデータ収集（アップリンク）機能を有する。なお、ETC車載器と同様に、ETC2.0車載器単体で機能するタイプ（GPS付発話型）のほか、カーナビゲーションと安全運転支援等データ連携機能がついたタイプがある。ETC2.0車載器には、車載器本体等に「ETC2.0」のロゴマークが貼付されている。

車載器の発売時期により呼称が異なり、ITSスポット対応車載器、DSRC車載器と呼ばれるものもある。それらの車載器には、車載器本体等に「DSRC」等のロゴマークが貼付されている。

また、「業務支援用ETC2.0車載器」と呼ばれるものもあり、特車ゴールド制度を利用するためには、この「業務支援用ETC2.0車載器」を装着することが必須条件となっている。

利用者がETC2.0サービスを利用するには、カーディーラー、カー用品店等の販売店においてETC2.0車載器を購入して車両に取付け、セットアップを行う必要がある。

(3) 車載器のセットアップ

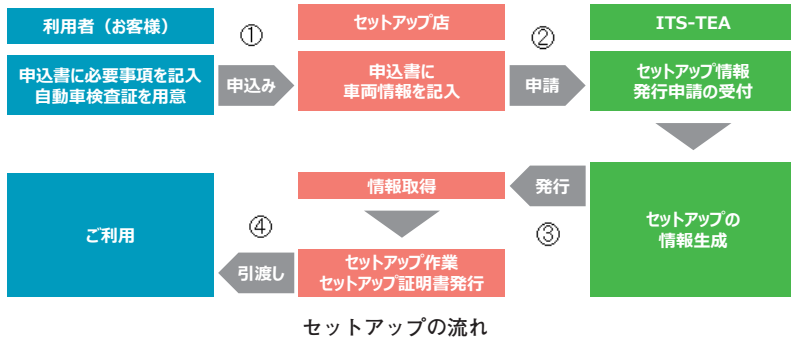
(本項目では、ETC及びETC2.0車載器を、「車載器」と表記する。)

1) セットアップの流れ

ETC/ETC2.0を利用するには、車種区分・ナンバープレート等の車両情報を暗号化したものと、車載器と路側機間で通信する情報の改竄・盗聴・なりすましを防止するための暗号鍵を、併せて車載器に記録して利用可能な状態にすること、これを「セットアップ」といい、次の手順により実施される。

- ①利用者は、セットアップ店で車載器セットアップ申込書に利用者情報（住所・氏名等）を記入し、セットアップを申込む。セットアップ店は、利用者の承諾を得た上で、車載器を取付ける車両の自動車検査証に記載されている車両情報と車載器の情報を追加記入する。
- ②セットアップ店は、車載器の情報と車両情報を端末装置からITS-TEAの情報発行システムに送信してセットアップ申請を行う。
- ③ITS-TEAはセットアップ店からの申請を受け、セットアップ情報を生成し、登録店のセットアップ端末に配信する。
- ④セットアップ情報の発行を受けたセットアップ店は、セットアップカードを用いて車載器にセットアップ情報を格納し、セットアップ証明書を発行する。

1 章 概 要



2) 登録店証の掲示

セットアップは、高度なセキュリティ処理を行っているため、ITS-TEAにおいて登録されたセットアップ店のみで実施している。

セットアップ店は、当該セットアップ店が登録されたセットアップ店であることを証するために、ETCまたはETC2.0登録店章（ステッカー）を利用者に見えやすい場所に掲示している。

			
四輪 ETC 登録店章	四輪 ETC2.0 登録店章	二輪 ETC 登録店章	二輪 ETC2.0 登録店章

ETC 及び ETC2.0 登録店章（四輪／二輪）

(4) ETCカード

1) ETCカードとは

ETCカードとは、ETCを利用して有料道路を通行する際に、通行料金を精算(決済)するためのICカードである。ETCカード内には、料金決済に必要な契約情報(カード番号、有効期限等)が記録されており、料金所のETCレーンを通行する際には料金所番号や通過時刻・料金等の通行履歴情報が書込まれる。

ETCカードの種類として、クレジットカード会社が発行するカード、NEXCO3社が大口・多頻度割引の対象事業者向けに発行するカード(ETCコーポレートカード)及び6道路会社がクレジットカード契約のない利用者に対して発行しているカード(ETCパーソナルカード)がある。

2) ETCカードの機能

ETCカードには、利用料金所等の課金情報が書込まれるメモリや高度なセキュリティ機能を持ったIC(集積回路)が実装されている。

また、ETCカード券面(表面)には、この書込み用端子が配置されるとともに、カード番号、契約者名、有効期限やカード発行者名及び正当に発行されたETCカードであることを示す「ETC商標」(2章2-5(1)参照)が表示されている。

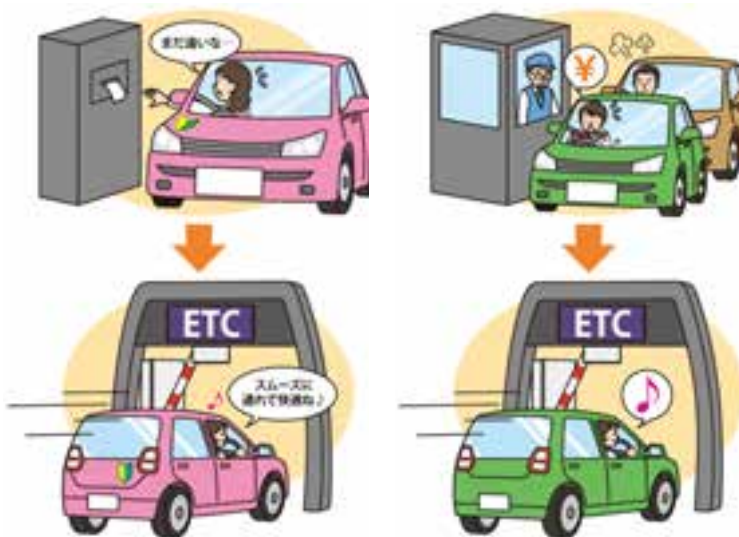
1-5 ETCの導入効果

主な効果

(1) 利便性・快適性の向上

ETCを利用すると、料金所レーンで一旦停止することなく無線通信によりキャッシュレスで通行料金の支払いができるため、従前は必要であった現金等の用意や料金所ブースへの幅寄せ、一時停車及び窓の開閉等の手間が不要となり、スムーズに料金所を通過することが可能となる。

特にわが国のETCは、全国の主要な有料道路で共通の支払い手段として利用可能なため、利用者が有料道路毎に複数のETC車載器等を準備する必要がなく、利用者にとって利便性・快適性が高いシステムとなっている。



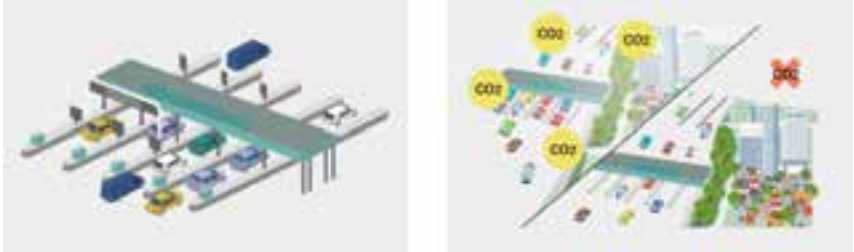
ETCの導入効果（スムーズな料金所の通行）

(2) 料金所渋滞の緩和

ETCの導入により料金所の料金収受処理能力が大きく向上したことで、料金所部の渋滞が大幅に減少した。

高速道路の渋滞は、ETC導入前の平成12年では料金所部での発生が約4,000回と全渋滞の約3割を占めていたが、ETCの導入と利用率の向上により、現在では料金所部での渋滞はほぼ解消された。

また料金所でのストップ&ゴーが減少するため、発進・加速にともなう騒音や走行車両から排出される二酸化炭素（CO₂）等が減少し、料金所周辺の環境改善にも寄与している。



ETC導入効果（CO₂削減）

出所：ITS-TEAホームページ

（3）建設費・管理費の削減、地域の活性化

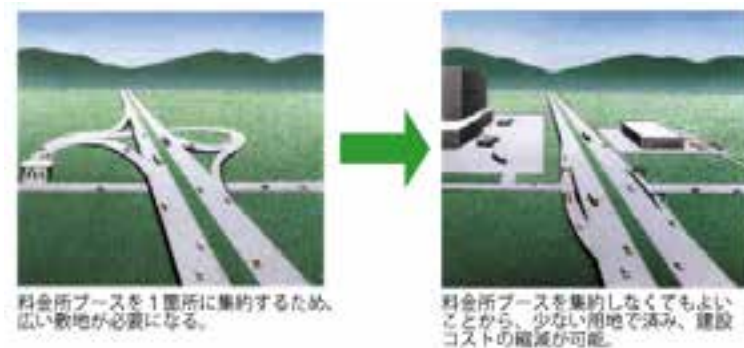
ETCは、現金車と比較して料金収受に係る所要時間が短縮できるため、ETC普及率の向上に伴い、現金車レーンを含めた料金所の設置レーン数が削減でき、建設費等の削減が可能となる。

また、レーン上での料金収受を収受員が行わないため、料金収受コスト削減が図られ、国土交通省の試算では、現金車とETC車の料金収受コストを比較すると、ETC車の収受コストは現金車の約1/4と算出されている。

ETC専用のスマートインターチェンジにおいては、利用車両をETC搭載車に限定することにより、簡易な料金徴収施設の設置で済み、料金収受員の配置も不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあり、既存の高速自動車国道の有効活用や、地域生活の充実、地域経済の活性化に貢献している。

スマートインターチェンジは、全国で153カ所（令和5年3月末時点）設置されている。（別途、民間施設直結スマートインターチェンジが全国で2カ所ある。）

1章 概 要



スマートインターチェンジのイメージ

出所：ITS-TEA ホームページ

(4) 弾力的な料金設定

ETCは、ETCカードによるキャッシュレス課金が行われるため、最終的な料金を後方処理により確定することも可能となっている。このため、「休日割引」や「夜間割引等の時間帯割引」、「環境対策のためルートによって料金を変える環境ロードプライシング」、「均一料金で何度も乗り降りできる各種企画割引」等、利用者ニーズや環境対策等に対応した弾力的な料金設定が可能となっている。

(5) 感染症対策への対応

ETCは、2020年以降に流行した新型コロナウイルス感染症に対して、料金所の料金支払い時に現金やカード類の直接的な受け渡しを必要としないため、感染拡大対策の手段として有効と考えられている。

またコロナ禍においては、料金収受員の感染により収受員の配置が困難となったことから、料金所をETCレーンの無線通行の車のみに限定した運用を行った事例がある。

1-6 利用方法、取扱いについて

(1) 料金所ETCレーンの利用方法

1) ETCレーンの安全な通行方法

①安全な速度で車間距離をあけて走行

ETCレーンでは、開閉バーその他の設備に衝突しないよう注意して安全な速度で走行する（ETCレーン進入時で20km/h以下）とともに、前方の車両が急に停止することもあるので、十分な車間距離を確保して通行する。

②表示内容の確認

ETCレーンを通過する際は、路側表示器の表示に従い、開閉バーが開くことを確認してから通行する。

③開閉バーが開かない場合

i) 四輪車の場合

開閉バーが開かず、ETCレーンから退出できない場合は、周囲の安全を確認の上、近傍のインターホンにて料金所係員に連絡して指示に従う。

なお、自らの判断で車両を後退させることは、非常に危険なため行ってはならない。

ii) 二輪車の場合

開閉バーが開かないときは、開閉バーおよび後続車両等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉バーを避けてETCレーンから退避する。退避後は、駐停車が禁止されていない場所から遅滞なく料金所または管轄の道路会社に連絡し、指示に従う。

④ETCレーン内に車両が停止している場合

前方の車両がETCレーン内で停止していて、自車両がETCレーンに進入できない場合は、料金所係員の指示に従う。

2) スマートインターチェンジの通行方法

スマートインターチェンジ（ETC専用）では、開閉バーの手前で必ず一旦停止する必要がある。なお、一旦停止しても開閉バーが開かない場合には、通信開始ボタン装置の通信開始ボタンを押し、路側無線装置とETC車載器との再通信を行う。それでも開かない場合はインターホンを使用して係員と連絡を取り、その指示に従う。

1 章 概 要

また、スマートインターチェンジ毎に、利用可能時間帯、利用可能車種、利用可能方向等が異なっているため、事前に各種ウェブサイト等で確認しておく必要がある。

なお、中央自動車道府中スマートインターチェンジの出口では、均一料金区間のため、非ETC車の利用が可能となっている。

また、令和5年3月26日に供用を開始した日本海東北自動車道胎内スマートインターチェンジでは、フリーフローアンテナが取り付けられており、一時停止せずに流出が可能となっている。

胎内スマートインターチェンジの運用の詳細は以下の「NEXCO東日本ドラぶら」を参照。

https://www.driveplaza.com/etc/etc_guide/etc_only_station/change_guidance_method.html

(2) ETCカードの取扱い

①ETCカードの使用者

個人向けETCカードは、カード券面に記載されたETCカードの会員本人以外が使用してはならない。法人向けのETCカードは、クレジットカード各社でいろいろな契約方法があり、券面に記載された法人関係者（個人・社員等）が利用できる。

②ETCカードの有効期限

ETCカードには有効期限があり、有効期限が切れたETCカードは使用できない。

③車内に放置しない

車両から離れる時は、盗難防止や熱変形防止のため、車室内に放置しない。特に夏季は車室内が高温となり、ETCカードが熱変形を起して使用できなくなる場合がある。

④無理な取扱いはしない

ETCカードを変形させたり、水等に濡らしたりするなど無理な取扱いはしない。ETCカード内部のIC（集積回路）の破損等、表面の金属端子（接点）部分が導通不良となり、使用できなくなる場合がある。

⑤金属端子（接点）部分を触らない

金属端子（接点）部分に手に付いた汚れ、油、化粧品等や薬品が付着すると、ETC車載器のETCカードの読取り部分との間で導通不良が発生する等、故障の原因となる。



ETCカードの金属端子

⑥紛失・盗難時

ETCカードの紛失や盗難にあった場合は、ETCカードを発行したクレジットカード会社等にその旨連絡・相談する。

⑦ETC車載器への挿入

ETC車載器の説明書に従って、ETCカードを正しい方向で装着する。また、ETC車載器がETCカードを認識できる位置まで確実に挿入する。

ETCカードを正しく挿入しても、ETC車載器がETCカードを認識しなかったり、ETCカードの異常を警告した場合は、ETCカードを発行したクレジットカード会社またはセットアップ店にその旨連絡・相談する。

⑧ETCレーン走行時の注意事項

料金所のETCレーンを走行中のETC車載器は、通信による料金の支払い処理を行っている。そのため、この間にETC車載器の操作やETCカードの抜き差しを行うと、正常な処理ができなくなる可能性があるため、ETCレーンを走行中はETC車載器の操作やETCカードの抜き差しは行ってはならない。

(3) ETC車載器の取扱い

①始業点検を行う

乗車時、ETC車載器が正常に動作していることを確認して使用する。ETC車載器が動作しなかったり、ETC車載器から異常を知らせる警告や表示が出る場合は、車載器メーカーまたはセットアップ店にその旨連絡・相談する。

②修理・分解等をしない

ETC車載器を修理や分解等を行うと、ETC車載器が利用できなくなる場合がある。ETC車載器の異常を発見した場合は、車載器メーカーまたはセットアップ店にその旨連絡・相談し、適切な処置を受ける。

1 章 概 要

③ ETC車載器のアンテナ付近に電波障害となるもの等を置かない

ETC車載器のアンテナの上に電波障害となる物や金属製品、違法無線機器等を置くと、車載器の通信不良が発生し、故障の原因となることがある。

(4) 車載器管理番号の取扱い

車載器管理番号は、ETCの各種サービスを申込み際に必要となる重要な番号なので適切に管理する必要がある。

車載器管理番号は、以下の場合に必要となる。

- ① ETC/ETC2.0車載器の再セットアップを行う場合
- ② ETCマイレージサービスのユーザー登録を行う場合
- ③ ETCコーポレートカードの利用申込みを行う場合
- ④ 障がい者割引制度の申請を行う場合
- ⑤ ETC利用照会サービスの利用登録を行う場合
- ⑥ 利用車番号サービスの利用登録を行う場合

なお、車載器管理番号が不明の際は、以下の方法で確認することができる。

- i) ETC/ETC2.0車載器をセットアップした際に発行される「ETC車載器セットアップ申込書・証明書（お客様保存用）」または「ETC2.0車載器セットアップ申込書・証明書（お客様保存用）」での確認。
- ii) ETC/ETC2.0車載器本体のラベルや音声機能等による確認。（ETC/ETC2.0車載器によっては、車載器管理番号をディスプレイに表示する機能や音声で確認できる機能を備えたタイプがある）
- iii) ETC/ETC2.0車載器をセットアップしたセットアップ店等に照会しての確認。（セットアップ店にて照会する際は、本人確認が必要）

車載器管理番号の確認方法の詳細については、以下のホームページを参照。

（車載器管理番号確認方法）

https://www.go-etc.jp/number_search/